う道路運送法（昭和二六年法律第一八三号）及び道路運送車両法（昭和二六年法律第一八五号）の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例並びに特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する措置を定め、もって我が国とオーストラリアとの間における防衛の分野に係る協力の円滑化に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「オーストラリア軍隊」とは、協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいうものとすることとした。

(2)　この法律において「オーストラリア軍隊の文民構成員」とは、協定第一条(a)に規定する文民構成員であって、オーストラリア軍隊に係るものをいうものとすることとした。

(3)　この法律において「オーストラリア軍隊の構成員」とは、協定第一条(d)に規定する構成員であって、オーストラリア軍隊に係るものをいうものとすることとした。（第二条関係）

2　道路運送法及び道路運送車両法の適用除外

(一)　公用車両（協定第一条(e)に規定する公用車両であって、オーストラリア軍隊に係るものをいう。(二)において同じ。）には、道路運送法第九四条及び第九五条の規定は、適用しないものとすることとした。

(二)　公用車両（日本国において賃借されるものを除く。）には、道路運送車両法第四条、第一九条、第二九条、第三二条から第三三条まで、第四〇条から第四五条まで、第四七条から第五〇条まで、第五四条、第五四条の二、第五六条、第五八条、第六三条、第六六条、第七三条第一項、第九七条の三、第九九条から第九九条の三まで及び第一〇〇条の規定は、適用しないものとすることとした。（第三条関係）

3　刑事手続等の特例

(一)　逮捕されたオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の引渡し

(1)　検察官又は司法警察員は、逮捕された者がオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員であり、かつ、その者の犯した罪が協定第二一条第四項(a)(i)又は(ii)に掲げる罪のいずれかに明らかに該当すると認めたときは、刑事訴訟法（昭和二三年法律第一三一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。

(2)　司法警察員は、(1)により被疑者をオーストラリア軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、速やかに書類及び証拠物と共に事件を検察官に送致しなければならないものとすることとした。（第四条関係）

(二)　オーストラリア軍隊によって逮捕された者の受領

(1)　検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から日本国の法令による罪を犯したオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡す旨の通知があった場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡しを受けさせなければならないものとすることとした。

(2)　検察官又は司法警察員は、(1)の場合において、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる十分な理由があって、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡しを受け、又は受けさせなければならないものとすることとした。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないものとすることとした。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。

(3)　(1)及び(2)の場合を除くほか、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取った後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならないものとすることとした。

(4)　(1)又は(2)による引渡しがあった場合には、刑事訴訟法第一九九条の規定により被疑者が逮捕された場合の手続の例によるものとすることとした。ただし、同法第二〇三条第一項、第二〇四条第一項及び第二〇五条第二項の時間の制限は、それぞれ(1)又は(2)による引渡しがあった時から起算することとした。（第五条関係）

(三)　オーストラリア軍隊の財産の差押え、捜索等

オーストラリア軍隊の財産（オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、日本国内に所在するオーストラリアの軍隊の財産であって、オーストラリア軍隊の用に供されていたものを含む。）についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）又は検証は、検察官若しくは司法警察員がオーストラリア軍隊（オーストラリア軍隊が日本国内に所在していない場合にあっては、オーストラリアの軍隊。以下(三)において同じ。）の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からオーストラリア軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証は、その裁判所若しくは裁判官がオーストラリア軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその裁判所若しくは裁判官からオーストラリア軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとすることとした。（第六条関係）

(四)　オーストラリア軍隊等への書類又は証拠物の提供等

裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員が犯した罪に係る刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があったときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができるものとすることとした。（第七条関係）

(五)　日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力

(1)　検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、オーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができるものとすることとした。

(2)　(1)の場合において、逮捕の要請があった者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索し、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその場所に入りその者を捜索させることができるものとすることとした。ただし、追跡されている者がその場所に入ったことが明らかであって、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しないものとすることとした。

(3)　(1)によりオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者をオーストラリア軍隊に引き渡さなければならないものとすることとした。

(4)　司法警察員は、(3)によりオーストラリア軍隊の構成員又はオーストラリア軍隊の文民構成員を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならないものとすることとした。

(5)　検察官又は司法警察員は、オーストラリア軍隊その他のオーストラリアの権限ある当局から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができるものとすることとした。